

電子マネー関連決済における会計処理について*

礪本光広**

Accounting Procedures for Electric Money related Payments

Mitsuhiro ISOMOTO**

要約 日本において収益の認識に関する包括的な会計基準はなかったが、IFRS第15号ならびにFASB Topic606の公表後検討した結果、2018年に収益認識会計基準のルールが打ち出され、割賦基準は認められないこととなった。一方で、QRコード決済を始め、昨今では電子マネー関連決済が非常に多くなってきたため、どのような収益の認識になっているのか理解が困難な状況である。そこで電子マネー関連決済と収益の認識についてまとめ、会計処理方法を提示することにより収益認識についての理解を深めることがこの論文の意図するところである。

キーワード：スマホ決済、アプリ決済、QRコード決済、収益の認識基準

1 問題提起

日本において、従来、収益認識については企業会計原則の「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。」と記載されているのみで、包括的な会計基準は存在しなかった。一方、国際的な動きとしてIASB及びFASBは共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発に取り組み、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表した。日本においても、国際間の財務諸表の比較可能性を高める意味で、このような国際的な動向に追随し、収益認識基準の公表に至った。よって収益認識基準及び収益認識適用指針は、基本的にIFRS第15号の内容をそのまま取り入れたうえで、実務上の課題に対応すべく代替的な取扱いを上乗せした形となっている¹。

これらを受けて企業会計基準委員会(ASBJ)は、2018年3月30日に、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「収益認識基

準」)及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下、「収益認識適用指針」)を公表した。これらは2018年4月1日より任意適用され、3年間の準備期間を経た後、2021年4月1日より強制適用されることとなる。

2021年の4月以降に開始する事業年度から適用される「収益認識に関する会計基準」は、公認会計士の会計監査が義務付けられている会社、つまり法律上の大会社や上場企業など、一部の会社にのみ強制的に適用される。なお、法律上の大会社とは、資本金5億円以上または負債200億円以上の会社を指す。今回は強制適用の対象になっていない中小の会社であっても、この改正は必ずしも無関係ではない²。

一方で、電子マネー関連決済の世界では様々な決済方法が生み出されている。QRコード決済では先行企業であるアメリカのPayPalが2億5千万ユーザを誇っているが、中国ではQRコード決済が爆発的に普及し、アリペイが10億ユーザ超を誇り³、WeChat Paymentもそれに迫る勢いである。日本でも楽天ペイ、PayPay、LINE Pay、Origami Payなどが攻勢をかけ、それに追随しようかという動きが出てきている。

QRコード決済も第三者決済、オンライン決済、スマホ決済、アプリ決済等さまざまな名称で呼ばれているため混乱を招いている⁴。そしてQRコード決済以外にもスマートフォン(以下スマホ)等を利用した決済方法も存在し、電子マネーという概念で考えるとさらに多くの決済方法が存在する。これらをわかりやすくまとめるとともにどのような会計処理になるのかを考察し収益認識について理解を深めようとするのがこの論文の趣旨である。

2 先行研究

決済サービスについての考察や中国における決済サービスについての研究はおこなわれている

* Received October 1, 2019

** 長崎ウエスレヤン大学 現代社会学部 経済政策学科 Faculty of Contemporary Social Studies, Nagasaki Wesleyan University, 1212-1 Nishieida, Isahaya, Nagasaki 854-0082, Japan

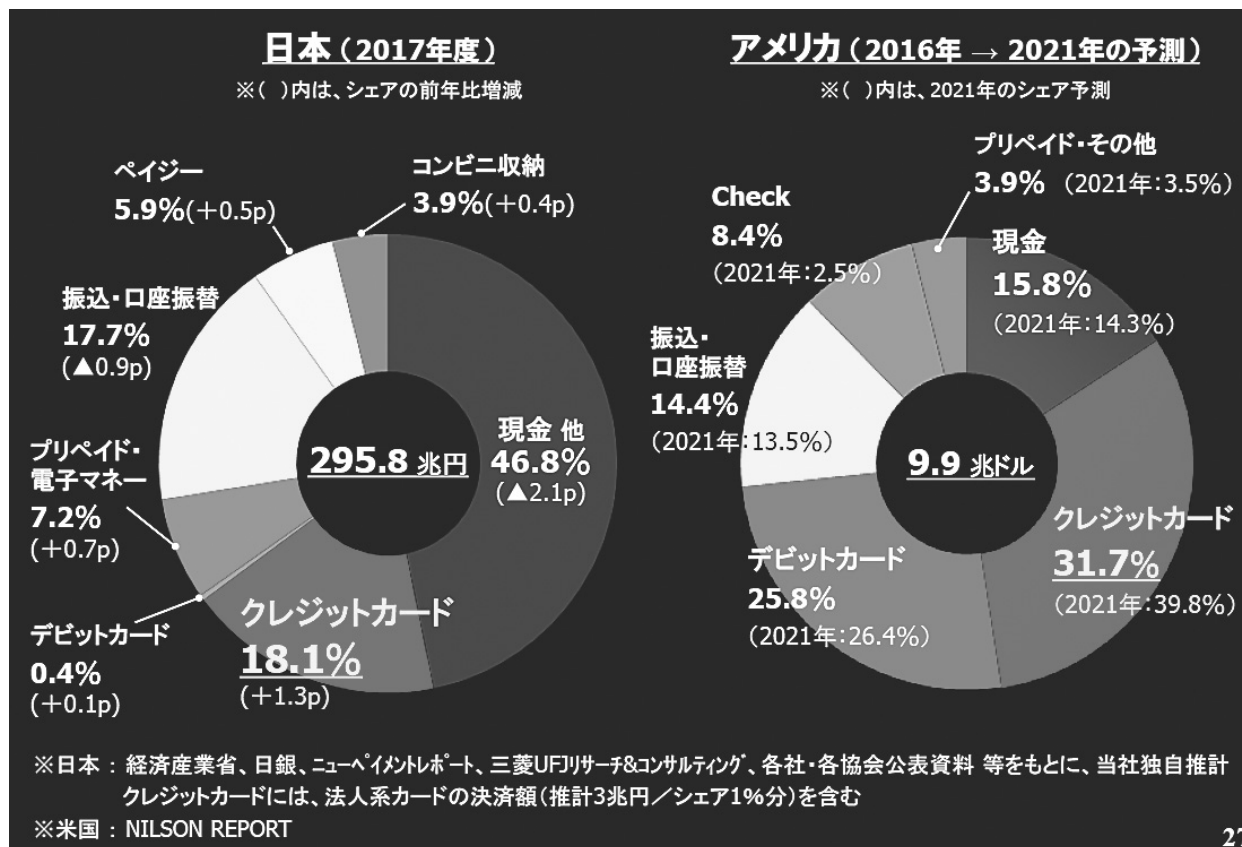
が、会計処理との関連における研究はない。

中国における決済サービスについては、盧未龍・土井正・高橋武則⁵など多くの論文が存在するが、中国と日本の決済サービスの比較となると

途端に戸田滯・遠藤正之⁶くらいしか見当たらない。

日米の個人消費に占める決済手段別シェア比較が図表1である。

図表1 日米の個人消費に占める決済手段別シェア比較



(出典) 株式会社クレディセゾン2018年度第2四半期決算説明会資料、27頁、
https://corporate.saisoncard.co.jp/wr_html/ir/data/jp/avmqks000000ahb6-att/avmqks000000ahcr.pdf、[2019年9月25日閲覧]。

図表1によれば、アメリカに比して現金決済の割合が3倍も多く、電子マネーの決済は半分にも満たない。デビットカードやcheck(小切手)に至っては、日本において利用割合はないに等しい。

2019年10月1日の経済産業省による消費税増税に向けたキャッシュレスポイント還元事業の説明ウェブサイト⁷においては、クレジットカード決済、電子マネー/プリペイドカード決済(交通系)、電子マネー/プリペイドカード決済(交通系以外)、QRコード決済と分類されている。一例として挙げると、アリペイはQRコード決済に分類されている。

図表2 決済方法の主な種類



(出典) 個人事業主メモウェブサイト「電子マネー関連の用語を整理」
<https://biz-owner.net/payments/words>、[2019年9月25日閲覧]。

店頭でスマホを使って代金を支払うことを、スマホ決済（またはモバイル決済）と呼ぶ⁸。スマホ決済を大きく分けると2種類となる。スマホにアプリをインストールして電子マネーでの支払いを可能にする「アプリ決済」と、契約している携帯電話の料金と一緒に代金を支払える「キャリア決済」である。アプリ決済は、スマホをピッとかがすだけの「非接触型決済」と、QRコードを読み取る「QRコード決済」に分けることができる。スマホをピッとかがすだけでお買い物ができる非接触型決済は、さまざまな電子マネーを登録できる電子版のお財布⁹のような役割をもつ（図表2）。クレジットカードも、この非接触型決済に含めることができる。2018年の11月から、LINE Payは電子マネーのQUIC Payと連携したサービスの提供を開始した。Google Pay上で、QUIC Payの支払い方法としてLINE Payを登録すると、ピッとかがすだけで決済できるようになったのである。今後、このような連携が広がっていくと、非接触型決済とQRコード決済の2つだけに分類するのは不可能となるだろう。

スマホなどでQRコード¹⁰を読み取って代金を支払う方法を、QRコード決済（バーコード決済）という¹¹。アプリをダウンロードすれば、どんなスマホでも利用できるのが大きな特徴であり、楽天ペイやPayPay、LINE Payなどが代表的である。

中国で爆発的な利用者を誇るアリペイについて

少し説明してみる。アリペイはスマホアプリをもちいたQRコード決済である。利用には銀行をひもづけて事前にお金をチャージしておくことが必要である。中国では商品や紙幣の偽物が多く出回っており、またクレジットカードが普及していなかったことがQRコード決済が広まった一因とされている。以前中国を訪れたときに、飲食店やデパートのみならず、道端の行商でも首からバーコードをぶらさげて商売をしていたのが印象的であった。

WeChat Payも同様にQRコード決済であるが、WeChatという11億人以上のユーザ数を誇る中国版LINEをバックボーンにもっており、そのWeChatをもちいて送金できることが特徴である。紅包（ホンバオ）というお年玉を送金したり、グループでの食事後に代表者が1人でお金を支払っておき、あとから参加者に請求したりすることができるなど利便性は高い。

3 主要スマホ決済の比較

理解を促すために、主要スマホ決済である楽天ペイ、AIRPay、Squareを様々な観点から比較してみることにする。

図表3をみると、スマホ決済といってもQRコード決済、非接触型決済、電子マネー（交通系）、電子マネー（交通系以外）、クレジットカードなど多くの支払い方法を包含していることが理解できる。

図表3 主要スマホ決済の比較

比較項目	楽天ペイ	AIRPay	Square
本社	日本	日本	アメリカ
提供会社	楽天株式会社	株式会社リクルートライフスタイル	Square株式会社
アクワイアラ	楽天カード	リクルートペイメント	三井住友カード、JCB
国際ブランド	VISAカード MasterCard JCBカード アメックス ダイナースクラブ ディスカバーカード	VISAカード MasterCard JCBカード アメックス ダイナースクラブ ディスカバーカード	VISAカード MasterCard JCBカード アメックス ダイナースクラブ ディスカバーカード
国内の電子マネー	Suica、iD、QUIC Pay、nanaco対応済み (WAONは2018年より開始予定)	Suica、iD、QUIC Pay に対応済み	対応予定(時期未定)
海外の電子マネー	不可	不可	VISAのタッチ決済、Mastercardコンタクトレス等に対応
対応QRコード決済	楽天ペイ、au PAY	PayPay、LINE Pay、Alipay、ウィチャットペイ、d払い	不可
入金サイクル	翌日振込(楽天銀行)。 その他銀行は出金指示の翌営業日	メガバンク指定で月6回、それ以外は月3回	最短翌営業日(みずほ銀行、三井住友銀行の場合)、その他の銀行は週1回
クレジットカードの加盟店手数料	VISA、マスターカード、アメックスは3.24%(JCB、ダイナースクラブ、ディスカバーは3.74%)	VISA、マスターカード、アメックスは3.24%(JCB、ダイナースクラブ、ディスカバーは3.74%)	VISA、マスターカード、アメックス、ダイナースクラブ、ディスカバーは3.25%、JCBは3.95%
国内電子マネーの加盟店手数料	楽天Edy、Suica、nanacoは3.24%、iDやQUIC Payは3.74%	Suicaは3.24%、iDやQUIC Payは3.74%	対応なし
入金手数料	楽天銀行であれば無料	無料	無料
導入までにかかる日数	最短3日程度	審査に1~2週間	最短当日から利用可
初期費用	実質無料	実質無料	実質無料
月額費用	無料	無料	無料
サインでの支払い	可能	可能	可能
暗証番号取引	可能	可能	不可
POSレジ	自社アプリなし(他社アプリと連携)	自社アプリのみ利用可	自社アプリあり(他社アプリも利用可)
対応端末	iPhone、iPad、Android	iPhone、iPad(Androidは非対応)	iPhone、iPad、Android

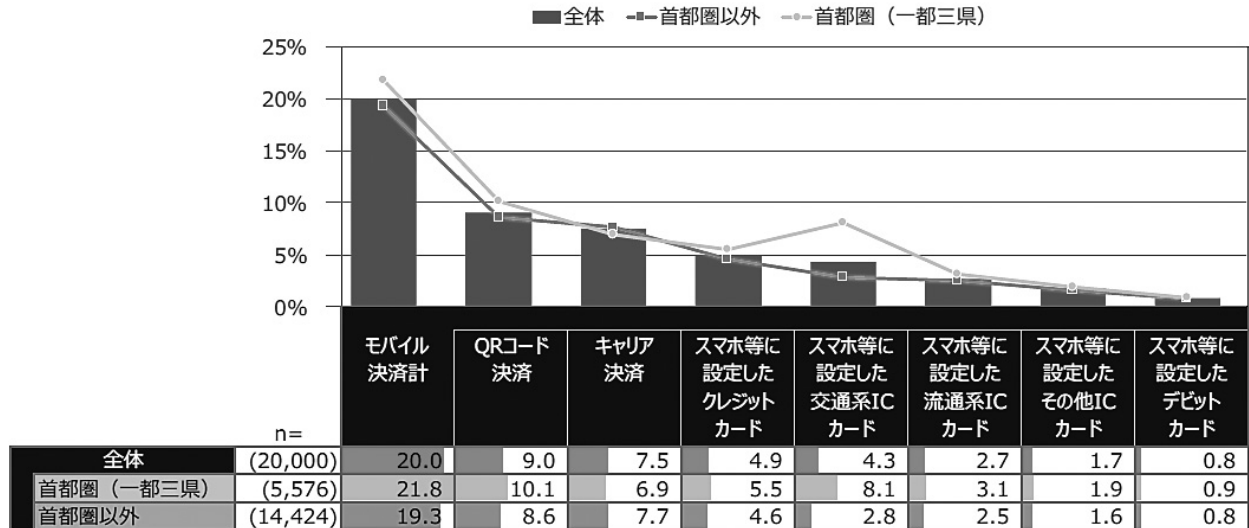
(出典) クレジットカードの読みものウェブサイト「主要モバイル決済3つを徹底比較(2019年版)! 楽天ペイ、Square、AirPAYのうち、どのモバイル決済を選ぶか迷っている方に」<https://news.cardmics.com/entry/mobilekessai-hikaku-matome/>、2019年5月7日 [2019年9月25日閲覧]。

(注意) 2019年7月現在の情報である。

スマホ（モバイル）決済が普及しているが、どの決済が多いのだろうか。図表4をみると、最近CM等で攻勢をかけているQRコード決済が多いことがわかる。市場のなかでは後発組にもかかわらず、QRコード決済が検討しているのはキャン

ペーンなどによりお得感を強く感じていることが想定される。また図表4では1カ月以内に利用したことがあるスマホ（モバイル）決済についてであり、一度しか利用せずにお蔵入りしている可能性も否定はできない。

図表4 スマホ（モバイル）決済サービスの利用状況 ※1カ月以内利用ベース



(出典) 博報堂ウェブサイト「博報堂金融マーケティングプロジェクトモバイル決済に関する生活者調査を実施」、https://www.hakuhodo.co.jp/uploads/2019/06/20190620_2.pdf、2019年6月20日[2019年9月25日閲覧]

4 各種取引の仕訳処理

4-1 クレジットカード決済

クレジットカードによる決済は日本では当たり前になってきている。そこで日本商工会議所簿記検定ではクレジット取引の仕訳が、2016年に2級範囲に追加され、2019年度には3級へと出題範囲が変更された¹²。

クレジットカードをもちいて商品を購入したときの仕訳は以下になる。

1) 諫早商店は、商品100,000円をクレジット払いの条件で販売した。なお、信販会社への手数料(販売代金の4%)は販売時に計上する。

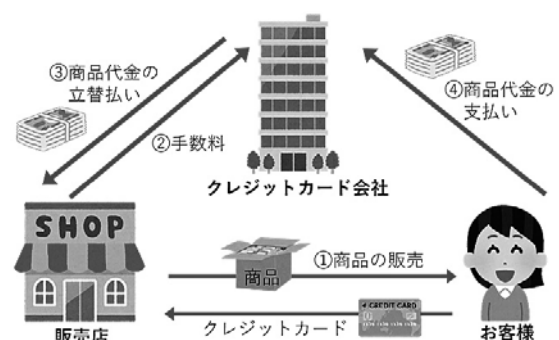
(借方) クレジット売掛金 96,000
 支払手数料 4,000
 (貸方) 売上 100,000

2) 上記1) について、手取額が信販会社から当座預金口座に入金された。

(借方) 当座預金 96,000
 支払手数料 4,000
 (貸方) クレジット売掛金 100,000

商品100,000円を売上げたのに、クレジット売掛金は100,000円でないところが肝である。日本においては販売店が手数料を負担するのが一般的であり、諸外国では顧客が負担するのが一般的である^{13 14}。

図表5 クレジット売掛金の流れ



(出典) オフィスサポートウェブサイトより引用、<https://www.of-support.com/boki2/shougyou2/credit/>、[2019年9月25日閲覧]。

当然であるが、商品以外の仕訳は以下のようになる。

(借方) クレジット未収金	96,000
支払手数料	4,000
(貸方) 売 上	100,000

翌月1回払い以外の分割払いやリボ払い等を利用している場合はそれぞれ利用手数料がかかることとなる。また実務等において、事業用の買い物だけど個人用のカードを使い、支払いも個人名義で支払う場合もある。そのとき、仕訳は「費用科目/事業主借」となる。事業用の支払いを個人のお金で賄ったという意味である。支払日には「事業主借/現金または預金」で消化し、「クレジットカード利用分」などと内訳を明らかにすることが肝要である。

4-2 クレジットカード決済（割賦販売）

クレジットカード決済等において、2回払い以上のものは割賦販売（かっぱはんばい）となる。割賦販売とは、商品販売後、代価を分割して回収する販売形態をいう。リース取引と異なる点は、商品の引渡し時に所有権が相手に移転しているかどうかである。

割賦販売には大別してつぎの3つがある。①販売基準、②回収期限到来基準、③回収基準、である。これらの違いは取引のどの時点で収益を認識するかの違いである。日本商工会議所簿記検定では「『収益認識に関する会計基準』の適用が確定するまで回収基準及び回収期限到来基準に関する出題を見送る。また、確定した当該基準の内容に応じて、出題内容が見直される可能性がある¹⁵⁾」とし保留している状況である。

① 販売基準

販売基準とは商品を売却した時点で割賦売上を計上し、代価の回収時に割賦売掛金を減少する方法である。販売基準による仕訳をつぎに示す。

1) 商品10,000円を割賦により販売した。

(借方) 割賦売掛金 10,000

(貸方) 割 賦 売 上 10,000

2) 割賦売掛金10,000円を現金で回収した。

(借方) 現 金 預 金 10,000

(貸方) 割 賦 売 掛 金 10,000

② 回収期限到来基準

分割代金の回収期限時に売上を計上する方法である。回収期限到来基準による仕訳をつぎに示す。

1) 商品10,000円を割賦により販売した。

(借方) 割賦売掛金 10,000

(貸方) 割賦仮売上 10,000

2) 割賦売掛金1,000円の回収期限が到来した。

(借方) 割賦仮売上 1,000

(貸方) 割 賦 売 上 1,000

3) 割賦売掛金1,000円を現金で回収した。

(借方) 現 金 預 金 1,000

(貸方) 割賦売掛金 1,000

回収の有無に関係なく、回収期限が到来すると収益を計上する。売上の計上と代価の回収は別次元のものであり、回収が遅れたり、回収できなかったりする蓋然性が高い場合には貸倒引当金の計上を考えることとなる。

③-1 回収基準

回収基準とは代金の回収時に売上を計上する方法である。回収基準による仕訳をつぎに示す。

1) 商品10,000円を割賦により販売した。

(借方) 割賦売掛金 10,000

(貸方) 割賦仮売上 10,000

2) 割賦売掛金1,000円を現金で回収した。

(借方) 現 金 預 金 1,000

(借方) 割賦仮売上 1,000

(貸方) 割賦売掛金 1,000

(貸方) 割 賦 売 上 1,000

割賦販売による場合にも債権が回収不能になった場合には、通常の商品売買と同じく貸倒れ処理をおこなうが、割賦販売の場合には、回収できない場合に商品を売主に返品させる契約を結んでいる場合が大半である。商品を取り戻した場合の仕訳はつぎに示す。

3) 割賦売掛金残高7,000円が回収不能となり、

商品を取戻した。取戻商品の評価額は5,000円である。前期に貸倒引当金を計上していない。

(借方) 取戻商品 5,000
 (借方) 貸倒損失 2,000
 (貸方) 割賦売掛金 7,000

③-2 未実現利益控除法

回収基準には、もうひとつの仕訳方法として、未実現利益控除法がある。未実現利益控除法とは、販売時に商品の販売価格全額を売上計上し、決算時に、割賦販売に含まれている未実現の利益を調整する方法である。未実現利益控除法による仕訳をつぎに示す。

1) 20×1年度に商品10,000円を利益率20%で割賦により販売した。

(借方) 割賦売掛金 10,000
 (貸方) 割賦売上 10,000

2) 割賦売掛金1,000円を現金で回収した。

(借方) 現金預金 1,000
 (貸方) 割賦売掛金 1,000

3) 20×1年度の決算時の仕訳。

(借方) 割賦売上利益控除 1,800
 (貸方) 割賦売上 1,800

※ (販売価格10,000円 - 回収累計額1,000円) × 利益率20% = 控除額1,800円

4) 20×2年度に割賦売掛金1,000円を現金で回収した。

(借方) 現金預金 1,000
 (貸方) 割賦売掛金 1,000

5) 20×2年度の決算時の仕訳。

(借方) 繰延割賦売上利益 1,800
 (借方) 繰延割賦売上利益 1,600
 (貸方) 繰延割賦売上利益戻入 1,800
 (貸方) 繰延割賦売上利益戻入 1,600

※ (販売価格10,000円 - 回収累計額2,000円) × 利益率20% = 控除額1,600円

貸倒れ時の仕訳をつぎに示す。

1) 前期に販売した割賦売掛金残高8,000円が回収不能となり、商品を取戻した。取戻商品の評価は5,000円である。前期に貸倒引当金を計上していない。利益率は20%である。

(借方) 繰延割賦売上利益 1,600
 (借方) 取戻商品 5,000
 (借方) 貸倒損失 1,400
 (貸方) 割賦売掛金 8,000

※繰延割賦売上利益(前期計上分)1,600円 = 割賦売掛金8,000円 × 利益率20%

2) 20×1年度に商品10,000円を利益率20%で割賦により販売した。

(借方) 割賦売掛金 10,000
 (貸方) 割賦売上 10,000

3) 20×1年度に割賦売掛金1,000円を現金で回収した。

(借方) 現金預金 1,000
 (貸方) 割賦売掛金 1,000

4) 前期に販売した割賦売掛金残高9,000円が回収不能となり、商品を取戻した。取戻商品の評価は7,000円である。前期に貸倒引当金を計上していない。利益率は20%である。

(借方) 取戻商品 7,000
 (借方) 貸倒損失 2,000
 (貸方) 割賦売掛金 9,000

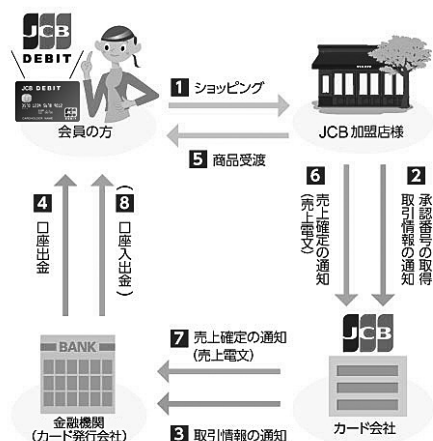
4-3 デビットカード決済

デビット (debit) とは負債、借金、借方を指す語であり、クレジット (credit: 信用取引、掛売り、貸方) の対義語である。デビットカード決済とはクレジットカード決済 (信用取引) とは異なり、借金ではなく銀行口座にある金額が限度額となることに特徴をもつ。そのため、過剰借受けになりにくいという特性をもつ。クレジットカードの利用代金は必ず「後払い (後日引落)」に対して、デビットカードは残高の範囲で「即時支払い」となり、決済した瞬間に金融機関の口座から利用額が引き落とされる。そのため、口座残高を超える金額は決済することができないのが、最大の特徴といえる。デビットカードによっては利用上限額を設定できるので、使い過ぎを防ぐこともできる。

借金ではないため、金融機関の審査は不要であり、中学生を除く15歳以上、もしくは16歳以上なら誰でも利用できるが、未成年が申し込んでも審査はなく、保護者の同意も不要である。手書きのサインでも使えるクレジットカードと違い、専用端末に暗証番号を入力して本人確認することや、

利用するたびにメールで通知を受信できるように設定できるため、紛失や盗難の際に不正利用されるリスクは小さく、おこなわれてもすぐに気づくことができる。

図表6 デビットカード決済の流れについて



(出典) JCBウェブサイト「デビットスキームについて」<https://www.jcb.co.jp/merchant/pop/debit.html>、[2019年9月25日閲覧]。

デビットカードのなかには、年会費が必要なものもある。また、利用するときには時間外手数料はかからないが、海外での利用には手数料がかかる¹⁶。利用料金の1～3%に設定されていることが多い。手持ちの現金が不足したときに、JCBデビットカードならJCBかCirrusのステッカーのあるATMで、VISAデビットカードならVISAかPLUSのステッカーの貼ってあるATMで、現地通貨を引き出すことができる。この場合には所定の割合の手数料+ATM利用料金が請求される。ATM利用料金は200円前後のことが多い。デビットカード決済は一般的に、利用と同時に銀行口座から引き落とされる。つぎに仕訳を示す。

1) 大村商店は、商品100,000円をデビットカード払いの条件で購入した。

(借方) 仕 入 100,000
(貸方) 普通預金 100,000

2) 長崎商店は、商品100,000円をデビットカード払いの条件で購入した。なお、海外利用につき、2%の手数料を支払う。

(借方) 仕 入 102,000
(貸方) 普通預金 100,000
(貸方) 支払手数料 2,000

4-4 電子マネー

電子マネーとは実際の紙幣や硬貨ではなく、電子化された支払い手段のことを指し、電子的に決済にもちいることのできるお金をいう。カードによらず電子ウォレット（電子化された財布）に入れてスマホ等でもちいるものもあるが、電子マネーもカード利用のみならずスマホ利用も可能であるため線引きは難しい。

電子マネーの支払タイプはプリペイド（前払い）とポストペイ（後払い）に分かれる。つぎに電子マネー取引の仕訳を示す¹⁷。

プリペイドタイプ（利用したときにその都度費用化する方式）の場合

1) 電子マネーに現金10,000円をチャージした。

(借方) 預 け 金 10,000
(貸方) 現金預金 10,000

2) 電車代金として1,000円を支払った。

(借方) 旅費交通費 1,000
(貸方) 預 け 金 1,000

※ここでは預け金としたが、前払費用、仮払金、電子マネー等としても問題はない¹⁸。

プリペイドタイプ（チャージしたときに全額を経費として処理し、決算時に未使用分を預け金などに振替える方式）の場合

1) 電子マネーに現金10,000円をチャージした。

(借方) 旅費交通費 10,000
(貸方) 現金預金 10,000

2) 電車代金として1,000円を支払った。

仕訳なし

3) 決算時の仕訳。

(借方) 預 け 金 9,000
(貸方) 旅費交通費 9,000

電子マネーは、交通系電子マネーや流通系電子マネーに代表されるように、一般的にはプリペイドタイプである。しかし、a) オートチャージ機能や、b) クレジットカードがひも付いている場合には、基本方式がプリペイドタイプでもポストペイ方式に分類されることとなる。つぎにポストペイ方式の仕訳を示す。

a-1) 交通系電子マネーで残金不足のため、10,000円オートチャージされた。

(借方) 旅費交通費 10,000
(貸方) クレジット未払金 10,000

a-2) 上記a-1) について、手取額が信販会社から当座預金口座に入金された。

(借方) クレジット未払金 10,000
(貸方) 現金預金 10,000

b-1) デパートで買い物をし、流通系電子マネーで支払いをしようとしたが残金不足のため、ひも付いているクレジット機能で支払った。

(借方) 消耗品 20,000
(貸方) クレジット未払金 10,000

b-2) 上記b-1) の代金について、預金口座から引き落とされた。

(借方) クレジット未払金 10,000
(貸方) 現金預金 10,000

4-5 ペイジー (Pay-easy)

ペイジーとは、税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスであり、銀行振り込みと似通っている。

通常の銀行振込の場合、口座番号間違い、入金金額間違いが発生する可能性があるうえ、夫婦や親子の利用で購入者名と振込名義人の名前が違う場合など、入金確認の事務処理に大きな負担がかかる。一方ATM決済(ペイジー)では、購入ごとにユーザに発行される「支払い番号」に口座番号・入金金額・購入者情報がふくまれているため、間違いの支払いを防止し、購入情報と決済情報を確実に一致させる(消込処理)ことができる¹⁹⁾。つぎにペイジー取引の仕訳を示す。

1) 金融機関のATMで通帳(または現金)をもちいて水道光熱費6,000円を支払った。

(借方) 水道光熱費 6,000
(貸方) 現金預金 6,000

コンビニで支払った場合にも同様の仕訳となる。国や公共団体への支払いは、ほとんどの場合に手数料が不要である。

4-6 メルカリ

電子マネーとは直接関係ないが、スマホアプリのなかのフリマアプリ²⁰⁾というカテゴリにおいて急成長しているメルカリについても言及しておく。メルカリを利用した場合における仕訳をつぎに示す²¹⁾。

1) メルカリで100,000円の商品をクレジットカード払いで売上げた。出品者のBさんがらくらくメルカリ便のネコポス(195円)で発送した。メルカリ便では、取引の完了時に売上金から送料が差し引かれる。

(借方) クレジット売掛金 100,000
(貸方) 売上 100,000

2) メルカリへの支払手数料(10%)を控除する。

(借方) 支払手数料 10,000
(貸方) クレジット売掛金 10,000

3) クレジットカードが決済された。

(借方) 現金預金 90,000
(貸方) クレジット売掛金 90,000

4) らくらくメルカリ便のネコポス195円で発送した。

(借方) 配送料 195
(貸方) 現金預金 195

5 まとめ

国際的な会計基準の制定に向けてIFRSがさまざまな指針を出しているが、なかなか世界各国の足並みをそろえるのは困難を極めている。

そのような情勢のなか、2018年3月30日、企業会計基準委員会が「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」を公表した。これによれば、収益を認定するためのステップとして5つあげられている。

ステップ1…顧客との契約を識別。

ステップ2…契約における履行義務(収益認識の単位)を識別。

ステップ3…取引価格の算定⇒値引き、リベート、返金等、取引の対価に変動性のある金額が含まれる場合は、その変動部分の金額を見積り、その部分を増減して取引価格を算定。

ステップ4…契約における履行義務に取引価格を配分。

ステップ5…履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識。

また、新基準の特徴の一つは、収益の認識に当たり5つのステップを適用することにあるが、この5つのステップを通して、「いつ (When)」そして「いくら (How much)」で収益を計上すべきかを決定することとなる。

従来、割賦販売における収益計上については、販売基準に代えて、いわゆる割賦基準、すなわち割賦金の回収期限の到来の日または入金の日をもって売上収益実現の日とすることも認められていた。しかし2018年5月に発表された収益認識会計基準のルールでは、「一定の期間にわたり充足される履行義務の要件のいずれも満たさない場合は、資産に対する支配を顧客に移転することにより履行義務が充足されるときに収益を認識 (基準39等)²²⁾ することとし、割賦販売における支配の移転は資産の引渡しの時であるため、割賦基準 (税法上は、長期割賦販売等に係る延払基準という) は認められないこととされたのである。それによって簿記検定等でも出題範囲からはずれ、実務でも処理手続きの変更に追われることが想定される。

電子マネー関連決済でいえば、いつ顧客との契約が締結されたのか、いつ収益の認識がされるのか、さまざまな支払形態やポイントシステムがあるが、いくら収益が計上されるのか等が問題点となろう。電子マネー関連決済の流れは、中国の産業発展を背景にアリペイやWeChat Payの提供するQRコード決済が世界を席卷し始め、日本でもLINE Pay、楽天ペイ、Origami Pay、Pay PayなどがQRコード決済市場を広げている。

交通系電子マネーとしてSuica、ICOCA、流通系電子マネーとしてnanako、WAONなどが有名であるが、前述のように境界線がなくなっているため、線引きが難しい。さらにスマホ決済といわれても電子マネーをスマホに搭載して非接触型決済なのか、QRコード読取りなのかによっても異なろう。楽天ペイは翌日振込 (楽天銀行)。その他銀行は出金指示の翌営業日AIR Payはメガバンク指定で月6回、それ以外は月3回Squareは最短翌営業日 (みずほ銀行、三井住友銀行の場合)、その他の銀行は週1回とまったく異なる。

消費者が上手に決済をすることも大切だが、経営者が法改正等をきちんと理解したうえで正しい収益の認識をおこない、公正妥当な財務諸表を作成できることを切に願う次第である。

付記

本研究は長崎ウエスレヤン大学地域総合研究所 (採択研究2019B1) の助成を受けて実施した調査研究の成果の一部である。

¹ 企業会計基準委員会「企業会計基準第29号『収益認識に関する会計基準』等の公表」2018年3月30日 [2019年9月25日閲覧]。

² Moneyismウェブサイト「実現主義はもう古い!?『収益認識に関する会計基準』を徹底解説」<https://www.all-senmonka.jp/moneyizm/1558/>、[2019年9月25日閲覧]。

³ FFPBBニュース「アリペイ、利用者が世界で10億人突破」『東方新報』<https://www.afpbb.com/articles/-/3205880>、2019年1月10日 [2019年9月25日閲覧]。

⁴ QRコード決済のことを楽天ペイではアプリ決済と呼び、PayPayではスマホ決済と呼んでいる。

楽天ペイウェブサイト「よくある質問」https://support.pay.rakuten.net/faq/show/724?site_domain=default、[2019年9月25日閲覧]。

PayPayウェブサイト「スマホひとつでかんたんに。お支払いはPay Payで」https://paypay.ne.jp/store/?utm_source=gd&utm_medium=display&utm_campaign=2019_store_campaign&utm_content=4_2_1_41_144_4&publisher_id=google_d&media_id=dagashiya-bitcoin.com&keyword=&device=EAIAIQobChMI9f03tfl5AIVB5yWCh34w7ZEAEYASAAEgJTj_D_BwE、[2019年9月25日閲覧]。

⁵ 盧未龍、土井正、高橋武則 (2017)「中国の第三者決済サービスにおける競争優位の源泉に関する一考察—顧客満足度調査を中心に—」『経営学研究』(目白大学) 第15号、pp.1-16。

⁶ 戸田濤、遠藤正之 (2017)「決済サービスにみる中国と日本の現状の比較」経営情報学会2017年春季全国研究発表大会 (法政大学市ヶ谷キャンパス)、2017年3月9日。

⁷ 一般社団法人キャッシュレス推進協議会ウェブサイト「キャッシュレス還元事業」、https://cashless.go.jp/assets/doc/major_services_typeA.pdf、[2019年9月25日閲覧]。

⁸ まだまだどちらの用語が定着するのかわからないが、Google検索によれば、スマホ決済が約359,000,000件、モバイル決済が約197,000,000件ヒットした (2019年9月25日15:19検索)。よってこの論文ではスマホ決済として論じることとする。

⁹ 「おサイフケータイ」及び「おサイフケータイ」ロゴは、株式会社NTTドコモの登録商標です。

「FeliCa」は、ソニー株式会社の登録商標です。

「FeliCa」は、ソニー株式会社が開発した非接触ICカードの技術方式です。

フェリカネットワークスウェブサイト「よくある質問」https://ap.pitsquare.jp/osaifu/pc/ad_manage.html、[2019年9月25日閲覧]。

¹⁰ QRコードはデンソーの登録商標です。

QRコードドットコムウェブサイト「よくある質問」<https://www.qrcode.com/faq.html>、[2019年9月25日閲覧]。

¹¹ QRコードは厳密に言えば、bar（棒）ではないが、一般的にはバーコードの拡張したものとして論じられる。バーコードは数字をあらわす1次元であるのにたいし、QRコードは文字や画像を含む2次元であるところに特徴を持つ。

¹² 日本商工会議所ウェブサイト「3級改定のポイント」https://www.kentei.ne.jp/bookkeeping/revision/point_2019、[2019年9月25日閲覧]。

¹³ 飲食店では5%、小売店では4%、デパートでは2%、コンビニでは1%などと設定されている。

ナビナビクレジットカードウェブサイト「実は知らない？店側が支払うクレジットカードの手数料」<https://navinavi-creditcard.com/creditcard-processing-fees-560>、2018年9月25日[2019年9月25日閲覧]。

¹⁴ スマホ決済（iPhoneやAndroidといったスマホや、iPad等のタブレット端末を利用したクレジットカード決済）を利用すれば手数料率は3.25%程度に設定されている。

クレジットカードの読み物ウェブサイト「クレジットカードの加盟店手数料を下げるための5つの方法まとめ！高い手数料を払ってる経営者は今すぐ、カード手数料を安くしよう。」<https://news.cardmics.com/entry/kameiten-fee-matome/>、2018年3月5日[2019年9月25日閲覧]。

¹⁵ 日本商工会議所ウェブサイト「商工会議所簿記検定試験出題区分表（2018年4月1日施行）」の留意事項、<https://www.kentei.ne.jp/wp/wp-content/uploads/2018/01/h30shokai1-3.pdf>、[2019年9月25日閲覧]。

¹⁶ ZUUオンラインウェブサイト「デビットカードの手数料はゼロではない？手数料が発生する場合に注意」<https://zuuonline.com/archives/132219>、2016年12月20日 [2019年9月25日閲覧]。

¹⁷ 弥生ウェブサイト「電子マネーに現金をチャージ

した場合の仕訳」https://support.yayoi-kk.co.jp/business/faq_Subcontents.html?page_id=6983、[2019年9月25日閲覧]。

¹⁸ 勘定科目というものは決まっているものではなく、各企業によって独自に設定できるものである。検定に標準勘定科目というものがあるため、勘違いしている諸氏がいるが注意されたい。

¹⁹ 日本マルチペイメント推進協議会ウェブサイト「よくある質問」<https://www.pay-easy.jp/faq/002/009.html>、[2019年9月25日閲覧]。

²⁰ フリマアプリとは、フリーマーケットのようにユーザ間で（CtoCで）売買・商取引がおこなえるスマートフォン向けサービス、及びスマホアプリの総称である。

weblio辞書より引用、<https://www.weblio.jp/content/%E3%83%95%E3%83%AA%E3%83%9E%E3%82%A2%E3%83%97%E3%83%AA>、[2019年9月25日閲覧]。

²¹ Mercari Engineering Blog「Microservicesと会計システム」<https://tech.mercari.com/entry/2019/09/19/113909>、2019年9月19日 [2019年9月25日閲覧]。

²² 国税庁「『収益認識に関する会計基準』への対応について～法人税関係～」2018年5月、[2019年9月25日閲覧]。

